

第 1 県 税 事 務 運 営 方 針

- 1 令和 2 年度県税事務運営方針
- 2 令和 2 年度年間行事予定表

1 令和2年度県税事務運営方針

第1 税をとりまく環境

1 令和2年度4月の経済の現状

令和2年4月7日に閣議決定された『「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について』（以下「緊急経済対策」という。）によると、「新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。」とされた。個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っており、設備投資は、感染症拡大以前から中国経済の減速の影響等により横ばい傾向となる中で、感染症の影響による業況悪化、そして先が見えないという不確実性の大きさが企業の投資意欲を萎縮させる要因と指摘されている。先行きについても、感染症拡大の収束が見通せず、厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下押しするリスクに十分な注意が必要である。

本県経済についても、日本銀行松本支店の「長野県の金融経済動向」（令和2年4月1日）によると、「個人消費は、感染症の影響などから、このところ弱めの動きとなっている。」とされ、また「雇用・所得は、感染症の影響などから、労働需給が緩和してきており、弱めの動きとなっている」ことなどから、「長野県経済は、感染症の影響などから、このところ弱めの動きとなっている。」とされている。

2 地方税制度を巡る主な状況

令和元年12月20日に閣議決定された『令和2年度税制改正大綱』において、持続的な経済成長の実現に向け、連結納税制度の抜本的な見直しが行われた。また、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等が行われた。さらに、地方税共通納税システムについては、対象税目に新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割が追加され、令和3年10月1日以降の申告及び納入から導入されることとなった。

緊急経済対策においては、感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、徴収の猶予制度の特例や自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長など、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。

地方財政は臨時財政対策債の累増や社会保障関係経費等の増加など引き続き厳しい状況にあるところ、地方が責任をもって地域の課題に対応していくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠であることから、国に対し、地方財源の充実確保を要望していく必要

がある。

3 県財政の状況

令和2年度の県税収入については、令和元年度の税収見通しを踏まえるとともに、令和2年1月における経済情勢や地方消費税率の引上げ、地方法人課税の偏在是正など税制改正の影響も勘案し、前年度当初予算額と比べて0.3%増の約2,337億円を見込んだところである。

しかしながら、令和元年東日本台風災害への対応等のため、当初予算段階では例年を上回る124億円の財源不足が生じていることに加え、緊急経済対策における税制上の措置や、感染症の拡大に伴う外需の減少や生産停止による国際的なサプライチェーンの毀損、インバウンド観光客の減少やイベント自粛による関連業種の業績悪化などにより、県税収入へのマイナスの影響があることから、厳しい運営を強いられるものと見込まれている。

第2 県税務行政の責務

国・地方を通じて財政状況が極めて厳しい中、安定的な財政運営に必要な一般財源の確保は今まで以上に重要性が増してきており、地方団体の自主財源である地方税の役割はより大きくなっている。また、県財政は引き続き厳しい状況が続くことから、県民生活の安定・向上を図る上で県税収入の確保は極めて重要であり、税務職員は、重大な責務を担っていることを改めて認識しなければならない。

そのため、一人ひとりが、目標意識を持って事務運営に当たるとともに、管理監督の立場にある職員は、適時・適切な進行管理を行い、組織的に業務を推進するよう努めなければならない。

特に、適正な課税と収入未済額の縮減については、納税者である県民の信頼を確保するための重要な課題であることから、事務執行上の検証や業務の効果の検証をしつつ、より効果的で効率的な取組を行うことにより、適正な課税事務の実現と収入未済額の一層の整理促進を図るものとする。

また、県民の皆さんが自主的に安心して納税していただけるよう、窓口や電話での対応は誠意を持って分かりやすく親切に行うとともに、税務情報は私人のプライバシーに深く関わることを常に認識し、適正な管理の徹底を図るものとする。

第3 重点実施項目

令和2年度は、次に掲げる重点実施項目に基づき、税収の確保と県民の信頼に応える適正・公平な事務運営に努めるものとする。

1 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額の縮減は、税務行政の適正・公平な執行と税務行政への信頼確保の両面で重要かつ緊急な課題であることから、税務職員の総力を挙げて次の事項に取り組むこととする。

なお、納税相談に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、納税者の生活状況等の客観的な把握に努め、滞納事案の早期完結に結びつく最善の方法をとるものとする。

- (1) 徴収手続きにおける最も有効な手段としての滞納処分を一層強化する。
- (2) 今年度の徴収目標は、次のとおりとする。
 - ア 現年度課税分の徴収率は、前年度実績を上回ること。
特に自動車税種別割については、前年度の全国順位を上回ること。
 - イ 滞納繰越分の収入未済額は、前年度を下回ること。
- (3) 県税事務所及び地域事務所においては、徴収目標達成のため、「県税事務運営方針」及び別途策定する「県税徴収対策」を受け、自所の滞納状況や職員体制を勘案し、機能分担制又は地区分担制などの徴収体制を決定するとともに、所の実情に応じた徴収率などの数値目標や、滞納整理重点取組期間等における取組内容、県税事務所と地域事務所間の具体的な連携などを定めた「滞納整理計画」を策定し、組織的な滞納整理を実施する。
- (4) 所長等及び収税課長等の管理監督する立場にある者は、進行管理の重要性を認識し、調定収入見込等に合わせ、定期的にヒアリングを実施し、進行状況等を確認して具体的な指示を与えるなど、組織的な滞納整理の推進に努める。
- (5) 収入未済額の約8割を占める個人県民税については、市町村、県税事務所・地域事務所及び市町村課との連携のもと、地方税法第48条による特例徴収、併任徴収、共同文書催告及び共同滞納整理のほか市町村への滞納整理促進のための助言、技術的支援等を行う。
- (6) 自動車税種別割の滞納初期段階における自主納税の促進を図るため、引き続き「県税電話催告センター」を設置するとともに、携帯電話への「SMS（ショートメッセージサービス）催告」を実施する。
- (7) 差押財産の換価の促進を図るため、引き続き公売を積極的に実施する。
また、市町村及び長野県地方税滞納整理機構と共同して合同公売会を実施し、滞納整理の促進を図る。
- (8) 各所の収税担当は、県税事務所課税課との間で緊密に連携し、課税情報の共有を円滑に行うことにより、滞納整理の促進を図る。
- (9) 緊急経済対策における税制上の措置の運用に当たっては、納税者に寄り添った柔軟かつ適切な運用に努めること。

2 市町村等との連携による取組

(1) 協働による滞納整理の実施

県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理を強化するため、市町村税徴収の支援拠点である県税事務所及び地域事務所において、市町村の職員と協働して徴収に当たる併任徴収、市町村の同意のもと県が個人住民税を直接徴収する地方税法第48条の特例徴収及び共同文書催告等を効果的に組み合わせ実施し、個人住民税を中心とした市町村

税の一層の税収の確保を図る。

(2) 長野県地方税滞納整理機構との連携

市町村移管事案と重複する案件は、長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納整理を実施するとともに、徴収職員の技術の向上のため、各種研修会等を連携して実施する。

(3) 市町村の税務事務支援

市町村税務職員実務研修をはじめとする、研修会、各種会議及び合同公売会などを通じて徴収技術の向上を図るとともに、県税事務所及び地域事務所において、より地域に密着した丁寧な技術的支援や助言をするなど、市町村の税務事務支援を強化する。

3 主な税目ごとの適正課税に向けた取組

税務行政の円滑な運営の基本は、第一に適正・公平な課税にある。

そのため、税務職員として必要な知識の習得に努め、的確な調査・検査及び適切な申告・納税指導を行うことで、円滑な納付につなげていくことが重要である。

また、収集した税目ごとの情報共有と、事務分担の弾力的な運用などにより業務の効率化を図る。

地域事務所においては、直接課税を行わないものの、申告書や申請書の受付を行い、住民サービスを低下させないように努める。税務署調査、法務局調査など地域事務所管内の課税調査において管轄する県税事務所への必要なサポートを行うほか、不動産取得税の外国人取得者に係る調査などは、後々の早期納税につながることから、県税事務所の付置機関として積極的に参画するものとする。

(1) 法人県民税・法人事業税

近年の頻繁な税制改正による地方法人課税の複雑化に対し、研修等の機会を活用し理解を深め、正確な事務処理と適切な申告指導を行う。

外形標準課税法人及び自主決定法人に係る課税事務に当たっては、調査手法の習熟と改善に努め、外形標準課税調査班と県税事務所との密接な連携により、計画的な調査・指導を実施する。

また、「行政手続コスト」削減のための基本計画（総務省）に基づく eLTAX を利活用した業務の拡充に伴い、事務処理を効率化し、調査業務を充実させることで、より適正な課税の実現に結び付ける。

(2) 個人事業税

国税連携システムの効果的な活用や税務署との連携による課税資料の確実な収集を行うとともに、綿密な調査による適正な業種認定により課税客体の完全把握に努める。

また、計画的に自主決定調査等を行い、適正な課税標準の算定及び早期課税に努める。

(3) 不動産取得税

法務局調査や市町村との連携により課税客体を的確かつ合理的に把握し、適正・公平な課税に努めるとともに、事務処理の一層の効率化・早期課税に努める。

家屋の評価に当たっては、家屋評価班と県税事務所との密接な連携により、評価技術の向上を図り、適正な価格を算定する。

また、納税義務者に対しては、課税内容や制度等について、誠意を持って分かりやすく親切に説明を行い、理解が得られるよう努める。

(4) 軽油引取税

特別徴収義務者に対しては、適切な申告指導を行うとともに、流通経路調査等の実施及び軽油流通情報管理システムの活用により正確な課税標準量の把握に努める。

不正軽油事案に対しては、軽油特別調査班と県税事務所が密接に連携し、迅速かつ確実な調査により厳正に対処するとともに、不正軽油撲滅に向け、不正軽油撲滅協議会構成員との連携を強化して積極的な啓発活動を実施する。

(5) 自動車税（環境性能割・種別割）

ア 定期課税に当たっては、納税通知書の早期発送を行うとともに、様々な広報媒体を活用した「納期内納付促進キャンペーン」を実施し、納税意識の高揚を図る。

イ 納税義務者等に対しては、環境性能割及び種別割の制度、課税内容、納付方法等について十分な説明を行い、理解が得られるよう努める。

ウ 車検切れ車両や相続人に対する調査等を行い、課税客体や納税義務者の把握と適正な課税に努める。

エ 令和2年1月から自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）が導入された。引き続き関係団体と連携し、OSSの普及・利用促進を図る。

4 県税データのセキュリティの徹底

「長野県内部統制基本方針」等を踏まえ、セキュリティを阻害するリスクの評価やリスクに対する行動計画の取組を適切に行うとともに、特に次の事項について取組の徹底を図る。

(1) 情報資産の適正な管理

税務電算システム、地方税電子申告審査システム、国税連携ネットワークシステム及び自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）で取り扱う県税に係る情報は、重要性が高い情報資産であるため、長野県情報セキュリティポリシーに基づき、業務目的以外の利用や業務に関係のない情報の閲覧及び情報資産の漏えいがないよう、厳正かつ適正に管理する。

また、情報セキュリティ責任者の許可を得ない情報資産の持ち出しは行わない。

(2) 文書等の適正な管理

文書等に記載された税務情報が第三者の目に触れることのないようにするとともに、紛失や盗難を未然に防止するため、日頃から机やロッカー、共有サーバ等に有する文書等を整理

整頓し、厳正に管理する。

また、令和2年2月県議会において可決された「長野県公文書等の管理に関する条例」(令和4年4月1日施行)の趣旨を踏まえ、県政の適正かつ効率的な運営と、県の税務行政に関する説明責任を全うするため、公文書を適正に管理する。

(3) 個人情報保護の徹底

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護条例に則って厳格に行う。特に、納税者あてに発送する文書には多くの個人情報が含まれることから、誤送付を防ぐための対策を確実に講じる。

また、納税証明書の交付に当たっては、身分証明書の提示を求めるなど、本人確認を厳格に行う。

さらに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号の利用が開始されたことから、特定個人情報の取扱いを厳格に行う。

5 その他の取組

(1) 租税教育の推進

次世代を担う子ども達に対して「税」に関する意識啓発を図るため、引き続き、税務署、市町村、税理士会、納税貯蓄組合及び教育関係機関と連携しながら、各地域の租税教育推進協議会等が実施する小・中学生を対象とした租税教室、県・市町村の租税教育担当職員を対象とした租税教室講師向け研修会、中学生・高校生を対象とした「税に関する作文」に参画する。また、これから社会人となる高校生や大学生を対象とした租税教室を開催するなど、租税教育の一層の推進を図る。

(2) 電子化の推進

電子申告については、大法人において令和2年4月以降開始する事業年度から電子申告が義務化されるなど全国的な推進の動きがあることを踏まえ、更なる環境整備を進める。

また、法人二税に係るeLTAX電子申告データ及び個人事業税の課税に係る国税連携データの利用等により、業務の効率化及び省力化を図る。

令和元年度に導入したRPA(Robotic Process Automation)については、新たに国税連携システムからダウンロードした申告書データをPDF化する作業を自動で行い、県税事務所において印刷しやすい環境を整えるとともに、更なる活用を図る。

(3) 納税機会の拡大

令和元年10月に稼働した地方税共通納税システムは、納税者の利便性が大幅に向上するものであるため、同システムの利活用が一層促進されるよう周知に努める。また、全国で急速に普及しているスマートフォンアプリ収納について、令和2年4月からPayPay及びLINE Payによる収納を開始し、納税者の利便性の一層の向上を図る。

2 令和2年度年間行事予定表

(1) 強調月間等

実施事項	期間	実施内容
自動車税種別割納期内納付の促進【中止】	2年5月	自動車税の納期内納付率の向上を図るため、多角的に納期内納付促進キャンペーンを展開する。
軽油引取税に係る一斉抜取調査(関ブロ)	2年6月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、関ブロ一斉路上抜取調査を実施する。
滞納繰越分滞納整理強化期間	2年7月～9月	滞納繰越分の全てについて、滞納処分の方針を決定し、その方針に基づき滞納整理を実施する。
県税電話連絡センターの開設SMS催告の実施	2年7月～10月	現年分自動車税種別割について、滞納初期段階の未収金を圧縮するため、電話催告及び携帯電話へのSMSによる催告を行う。
不正混和軽油等に係る調査強調月間	2年10月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、全国一斉路上抜取調査及び大口需要者に対する抜取調査を重点的に実施する。
現年自動車税種別割集中滞納整理強化期間	2年10月～12月	現年分自動車税種別割について、自主納税の促進を図るため、催告や財産調査等を集中的に実施する。
自動車税種別割差押強化期間	2年12月～3年5月	自動車税種別割について差押を集中的に行うとともに、自動車の登録差押、タイヤロック等も積極的に実施する。
自動車税種別割の課税の適正化月間	3年2月	自動車税種別割の課税の適正化を図るため、次により移転登録・抹消登録・変更登録等の広報を実施する。 〔本 庁〕運輸支局等との連絡協調 〔県税事務所〕有線放送、市町村広報誌等を活用した広報及び滞納整理等の機会における指導
年度末滞納整理強化期間	3年3月～5月	税収確保と未収金の縮減を図るため、総力を挙げて滞納整理を実施する。

(2) 諸 会 議

ア 県税事務所長等会議	4月、2月
イ 県税事務所収税課長等会議	4月、必要に応じ
ウ 県税事務所課税課長・係長等会議	4月
エ 自動車税事務担当者会議	4月、11月、2月

(3) 研修

	研 修 名	対 象 者	人 員	期 日	主な研修科目
一 般 研 修	税務課程専門研修(初任者)	新たに税務職員になった者及び所属長が認める者	40	第1期 4月13日～14日(2日) (県庁)【中止】	<ul style="list-style-type: none"> ・税務職員の心構え ・租税の基礎知識 ・グループ別実務研修
			40	第2期 8月24日(1日) (テレビ会議システム)	
	納税相談知識向上研修	今年度から税務職員となった者及び昨年度までの未受講者	40	8月24日(1日)	
専 門 研 修	自動車二税会 減免事務研修	事務担当者	15	4月28日(1日)	実務研修
	個人事業税会 事務研修	〃	15	5月7日(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価初任者研修(前期)	事務担当初任者	12	5月中旬(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価初任者研修(後期)	前期受講者	12	8月上旬(2日)	〃
	課税免除実務者研修会	事務担当者	25	9月上旬(1日)	〃
	外形標準課税調査事務研修会	〃	15	10月上旬(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価実務者研修	〃	12	11月上旬(1日)	〃
	ゴルフ場利用税会 事務事例研究会	〃	5	11月上旬(1日)	〃
	不動産取得税 承継事務事例研究会	〃	20	11月下旬(1日)	〃
	軽油引取税会 事務事例研究会	〃	15	11月下旬(1日)	〃
	事業税研修	〃	30	11月下旬(1日)	〃
	収入管理事務事例研究会	〃	20	12月中旬(1日)	〃
徴収事務に関する伝達研修	〃	30	1月中旬(1日)	〃	
不動産取得税 家屋評価現地研修	〃	—	随時開催	〃	

(4) 表 彰

税務行政に協力した納税者等の表彰 11月

(5) 税務考査（県税事務所）

定例考査

上田、木曾 7月

大町 8月

南信 9月

中信、東信、総合 10月

(6) 広 報

ア テレビ、ラジオスポット等

自動車税納期内納付の促進 5月【中止】

不正軽油撲滅の啓発 10月

イ ポスター、パンフレット等

くらしと県税 7月

不正軽油撲滅の啓発 10月

(参考)

税政研究会行事計画

評議員会 4月【書面開催】

固定資産評価研修会 7月～12月

総則関係実務研修会 7月

農業所得事務担当者研修会 11月

幹事会 3月